

公有水面埋立法施行令

1. 案内情報

- ① 手続名 : 相続による出願承継の届出
- ② 手続根拠 : 公有水面埋立法施行令第1条第2項
- ③ 手続対象者 : 相続人
- ④ 提出時期 : 相続開始から三月以内
- ⑤ 提出方法 : 名義承継届出書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第4条第3項で規定する書類
部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 同上

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局に
お問い合わせ下さい。
- ② 受付時間 : 同上
- ③ 相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局
にお問い合わせ下さい。
- ② 標準処理機関 : 同上
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)